

水防法および河川法 改正の概要

国土交通省水管理・国土保全局水政課

むらかわ そうし
法務調査官 村川 奏支

1. はじめに

近年，全国各地で集中豪雨等による水災が多発する一方，対応する水防団員は減少・高齢化し，弱体化が進んでいます。また，水災の発生を防ぐ堤防等の河川管理施設も老朽化が進行していますので，良好な状態に保つために維持管理を図る必要があります。さらには，クリーンエネルギーの必要性も高まっていることから，水力を活かした再生可能エネルギーの導入促進も求められています（写真－1）。

このような諸課題に対応するために，水防活動への多様な主体の参画，河川管理施設等の老朽化対策，民間による河川環境の保全等の活動促進，従属発電に係る登録制の導入等に関する水防法と河川法の改正が行われました。

改正法は，平成25年6月12日に公布され，公布後6カ月以内に施行される河川管理施設等の維持または修繕，従属発電に係る登録制に関する事項を除いて，その一部が同年7月11日から施行されています。

2. 水防活動への多様な主体の参画

人口減少，高齢化の進展は，日本社会全体を取り巻く大きな課題ですが，水防分野においても地域の水防力の低下等の課題を引き起こしています。また，平成23年のタイにおけるチャオプラヤ川の氾濫による工場地帯の浸水では世界のサプライチェーンが寸断され，経済活動に大きな影響をもたらしました。さらに，昨年のハリケーン・サンディでは地下鉄等への浸水によって，ニューヨークの都市機能がマヒしました。集中豪雨が頻発



写真－1

し、水災が多発するとともに、その被害も多様化する中で、対応する水防力の弱体化という問題の解決を図るために、今回の改正では、水防において民間事業者、河川管理者等の多様な主体の参画を促進する制度を導入しました。

(1) 事業者による自衛水防の推進

水災の発生防止と被害の軽減を図るためには、行政のみでなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されることです。これまでも、浸水想定区域内の地下街等であって、市町村地域防災計画に記載されたものについては、避難確保計画の作成を義務付けていましたが、今回の改正では以下のように、自衛水防に取り組んでいただく主体を拡大する（対象となるのは、浸水想定区域内であって、市町村地域防災計画に位置付けられたもの）とともに、新たに、浸水防止措置の導入、訓練の実施、自衛水防組織の設置など、民間事業者等による水防活動を拡充しました。

地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の方々が利用する施設（例：地下鉄駅、地下駐車場））については、避難確保に加えて、浸水防止に関する措置を計画に盛り込むことになりました。さらに、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務となりました。

要配慮者利用施設（高齢者、障害者、乳幼児等の防災上の配慮を要する方々が利用する施設）については、避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務となりました。

さらに、大規模工場等については、事業の継続性の確保の観点から、浸水防止計画の作成、訓練

の実施、自衛水防組織の設置が努力義務となりました。なお、対象となる大規模工場等は、水防法施行規則に定められている工場、作業場または倉庫で延べ面積が1万m²以上という基準をもとに、市町村の条例で定められた用途と規模に該当するもので、大規模工場等からの申し出を受けて市町村防災計画に位置付けられたものが対象となります。

自衛水防を効果的に実施できるようにするために、市町村防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等には、市町村長から直接洪水予報等が所有者等に伝達されます。特に、自衛水防組織が設置された場合には、自衛水防組織の構成員に対しても洪水予報等が伝達されます。

国の河川事務所等の災害情報支援室では、計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うなど、事業者の方々の自衛水防活動をサポートしています（表－1）。

(2) 河川管理者による水防への協力

河川管理者による水防への協力を推進するために、都道府県等が定める水防計画に、河川管理者の水防活動への協力について記載することができることとしました（水防管理者等があらかじめ河川管理者に協議して同意を得た協力を記載）。水防計画に記載された協力事項については、河川管理者は協力することが義務付けられます。具体的な協力事項としては、河川に関する情報提供、水防訓練への参加、資機材の提供、リエゾンの派遣等が想定されます。

表－1

事業所等	地下街等	高齢者、障害者、乳幼児等の 要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) ^(注)
措置の義務付け	義務（市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり 構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告

※青字は今回の法改正で拡充

(注) 大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途および規模に該当するもの。

(3) 民間企業等による水防活動への協力

水防法では、水防団等に協力する民間団体を指定する「水防協力団体」の指定制度があります。これまでは一般社団法人、一般財団法人および特定非営利活動法人に指定対象を限定していましたが、今回の改正では、営利法人を含む民間法人、さらには法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体にも、指定対象を拡大しました。また、水防協力団体の新たな業務として、水防に必要な器具、資材、設備の保管・提供を追加しています。

3. 河川管理施設等の老朽化対策(河川管理施設等の維持または修繕の基準の策定)

社会資本全体の経年劣化や老朽化の進行が見込まれる中で、社会的にもインフラの維持・修繕等の一層適確な実施が求められています。また、一部の施設では、老朽化が原因とみられる被災等も生じ始めています。

堤防、水門、堰などの河川管理施設についても、4割以上が築40年以上となり、高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化が進んでいます(図-1)。

道路法や港湾法には、維持・修繕の基準に関する規定がありますが、河川法には同様の規定がこれまでありませんでした。今回の改正では、河川管理施設と河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(許可工作物)に関して維持・修

繕すべきことを明確化しました。そして、点検の方法や点検を踏まえた適切な修繕の実施などについては、政令において最低限の基準を定めることとしておりますので、年内の施行に向けて政令の整備等を進めてまいります。

河川法第15条の2

- 1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。
- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

4. 民間による河川環境の保全等の活動促進(河川協力団体の指定制度)

河川空間を主な活動の場として、自発的に河川環境の整備と保全等の活動に取り組む特定非営利法人、町内会等の民間団体が増加しています。その活動内容は、河川敷の除草、ビオトープの整備、不法行為の監視、河川空間の利用状況の調査、希少種等の調査、河川の安全利用講習など多岐にわたり、その活動は河川管理にも資するものです。今回の改正では、そのような団体を「河川協力団体」に指定して、河川管理者と連携して活

河川管理施設の4割以上が築40年以上

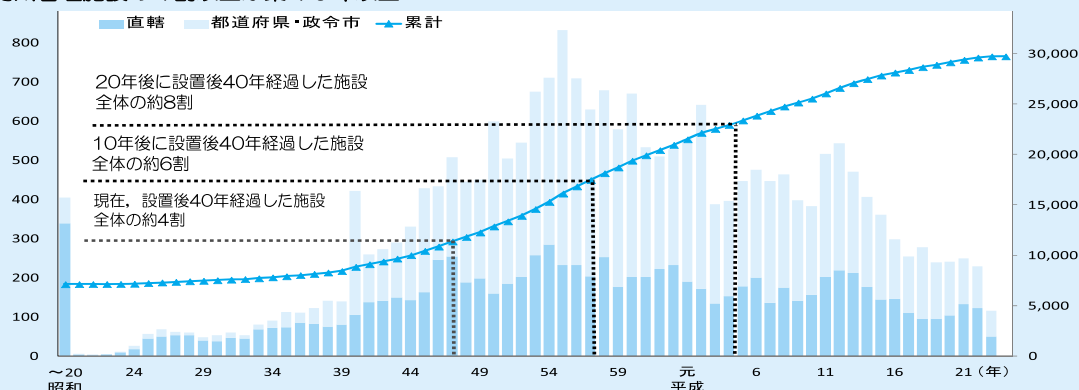


図-1 建設年度別河川管理施設数

動する団体として法律上位置付けることによって、自発的活動をさらに促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることとしました。

河川協力団体の業務は、指定した河川管理者が管理する河川について、次の業務を行うこととしています。

- ・河川管理者に協力して、河川工事または河川の維持の実施（例：河川敷の除草、ビオトープ整備）
- ・河川の管理に関する情報または資料の収集・提供（例：不法行為監視、河川利用状況の把握）
- ・河川の管理に関する調査研究（例：外来種や希少種の調査）
- ・河川の管理に関する知識の普及・啓発（例：河川の安全利用講習、防災マップづくり）

これらの業務を適正・確実に行うことができると思われる法人、団体が、河川協力団体の指定の対象となります（写真－２）。

河川協力団体の活動を促進するために、河川管理者から業務に必要な情報の提供、指導、助言をすることとしています。また、河川協力団体が上記の業務を行う行為に対して、河川法の土地の占用許可等について、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって許可等があったものとみなすこととする規制緩和も行っています。

さらに、河川管理施設の維持等について、河川

管理者が委託できる対象者は関係地方公共団体に限定されていましたが、今回の改正では河川協力団体等の民間団体も委託先に追加しています。なお、関係地方公共団体以外の者に委託できる行為は、堤防、床止め等の操作を伴わない河川管理施設の維持その他これに類する河川の管理に属する事項（例：堤防の除草、魚道の維持）としています。

5. 従属発電についての登録制の導入

小水力発電は、再生可能エネルギーとして、さらには地域振興につながる新たな事業分野として期待されており、特に農業用水路等を利用した小水力発電に注目が集まっています。すでに水利使用の許可を受けて取水した流水を利用して比較的小規模な発電を行うものを「従属発電」と呼んでいます。近年、従属発電のための水利使用の許可件数は増加しています。また、再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とした「固定価格買取制度」（平成24年7月から）により、さらなる拡大が期待されています（図－２）。

従属発電のための水利使用については、これまで河川法第23条に基づく許可が必要でしたが、今回の改正によって、許可に代えて「登録」によ

①河川管理者に協力して行う河川工事または河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報または資料の収集および提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及および啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

写真－２ 河川協力団体の活動内容

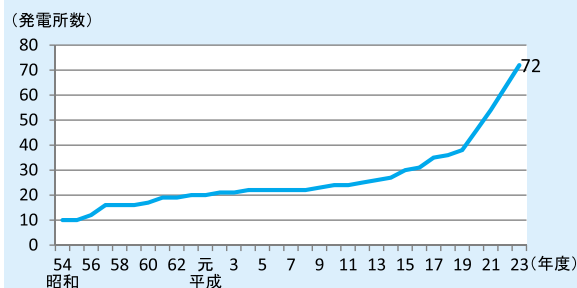


図-2 一級水系における従属発電所の数（累計）

り水利権が取得できることになります。登録制では、審査要件が明確化され、一定要件を満たせば登録を受けられるとともに、通常の許可で必要な関係行政機関との協議や関係利水者の同意が不要になります（従属元水利使用者の同意は必要）。このように手続きが簡素化・円滑化されることで、水利権取得までの期間も従来の5カ月間から1カ月間に大きく短縮されますので、小水力発電のさらなる拡大が期待されます。また、国土交通省では、地方整備局、河川事務所に「小水力発電プロジェクト形成支援窓口」を設置して、小水力発電を検討されている方々の支援にも取り組んでいます。

なお、この登録制は、改正法公布後6カ月以内に施行となりますので、引き続き政令・省令の整備を進めてまいります（図-3）。

6. おわりに

今回の法改正では、水防、河川管理、小水力発電などのさまざまな分野の制度が盛り込まれましたが、共通する方向性はさまざまな主体の「参画」と「連携」といえます。人口減少、過疎化など地域を取り巻く課題の克服には、多様な主体が参画・連携して、つながっていくことがその原動力となると思われますが、それは河川管理、水防の分野でも当てはまるものと思われます。今回の改正で導入された新たな制度が活用されて、地域に多くのつながりが生まれるとともに、河川管理、水防、そして地域の発展・活性化等に寄与することを期待しています。

また、新しい制度が活用されるためには、多くの方々に法改正の内容と趣旨を知っていただくとともに、実践につなげていくことが大切になりますので、国土交通省では法施行後も支援してまいります。また、河川管理施設等の維持・修繕、従属発電に係る登録制度につきましては、年内の施行に向けて関係規定の整備を進めてまいります。

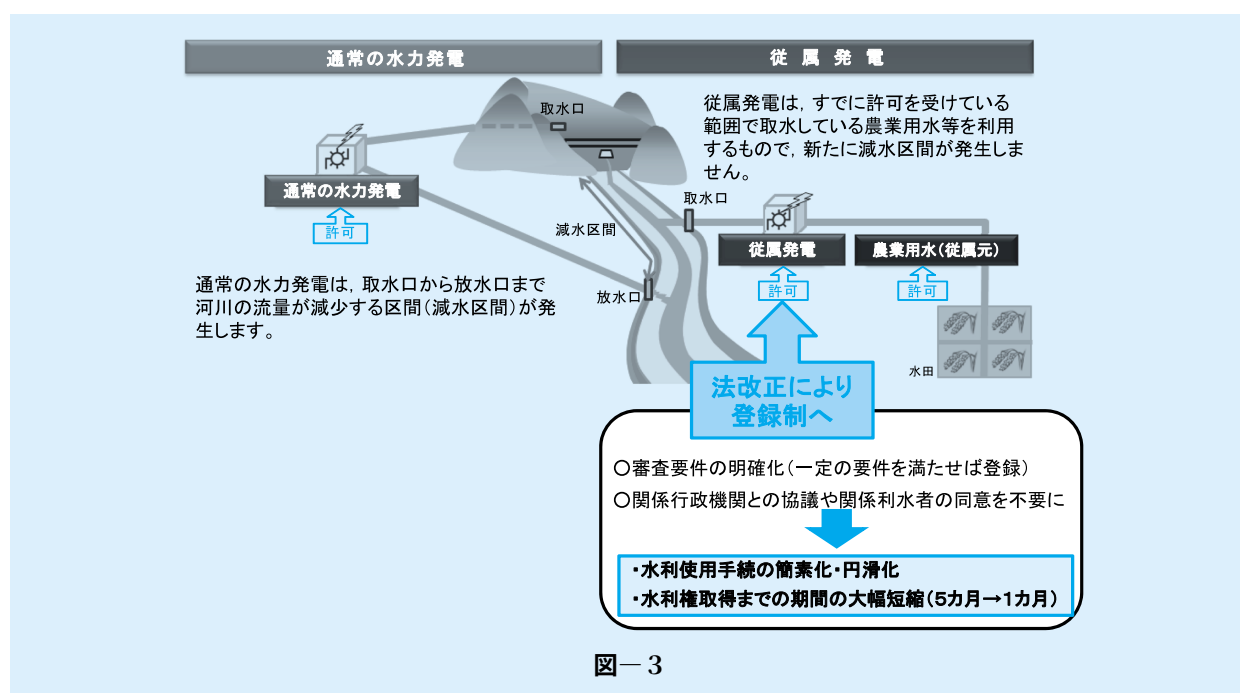


図-3